

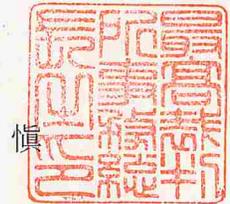
最高裁秘書第717号

令和3年3月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月8日付け（同月10日受付、第020938号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「弔慰基準表」と題する文書（片面で2枚）
- (2) 「訃報配布一覧」と題する文書（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、公にすることにより訃報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

弔慰区分 弔慰者 種類	現職者				退職者				備考
	長官名義		総長名義		長官名義		総長名義		
	供花	弔電		弔電	供花	弔電		弔電	
首席書記官									
事務局長									
4 家庭裁判所									
所長									
判事									
判事補									
首席書記官									
首席家裁調査官									
事務局長									
5 叙勲受章者・藍綬褒章受章者									
裁判所推薦の者									
6 法務省									
大臣									
副大臣									
大臣政務官									
事務次官									
7 検察庁									
検事総長									
次長検事									
検事長									
8 日本弁護士連合会									
会長									
副会長									
事務総長									
9 その他（下記役職に準じる者を含む。）									
内閣法制局長官									
同次長									
内閣官房副長官(事務)									
内閣府賞勲局長									
同人事局長									
宮内庁長官									
同次長									
同侍従長									
同式部官長									
財務省事務次官									
警視總監									
警視庁警備部長									
日調連理事長									

(備考)

- 弔慰基準の異なる二以上の対象者に該当する者に対しては、それぞれに定める弔慰を重複しない限度で行う。
- 打電は、原則として葬儀・告別式の翌日までに裁判所(下級裁を含む。)が報告を受けた場合に行う。
- 表中6ないし9の対象者については、
- 表中1ないし5の対象者に対する弔慰は、とし、庁費から支出する。表中6ないし9の対象者に対する弔慰は長官交際費から支出する。

計 報 配 布 一 覧

平成24年3月7日現在

配布先	現 職 者														現職者の親族(注1)											退 職 者											備 考
	長官	各裁判官			総長	各局課	裁判部	図書館	二研	在京三庁	日調連	各高裁	宮内庁	法務省	最高検察庁	長官	各裁判官			総長	各局課	裁判部	図書館	二研	在京三庁	日調連	各高裁	宮内庁	法務省	最高検察庁							
		全室	弁護士出身	検察官出身													全室	弁護士出身	検察官出身												全室	弁護士出身	検察官出身				
対 象 官 職	長官	全室	弁護士出身	検察官出身	総長	各局課	裁判部	図書館	二研	在京三庁	日調連	各高裁	宮内庁	法務省	最高検察庁	長官	全室	弁護士出身	検察官出身	総長	各局課	裁判部	図書館	二研	在京三庁	日調連	各高裁	宮内庁	法務省	最高検察庁							
最高裁判所	長官(注2)																															(注2)退職者の親族は現職者の親族に準ずる。					
	最高裁判所判事(注2)																															(注2)退職者の親族は現職者の親族に準ずる。					
	秘書官																																				
	事務総長																																				
	事務次長 秘書課長・広報課長 その他																																				
高等裁判所	長官																																				
	判事																																				
	判事補																																				
	秘書官																																				
	首席書記官																																				
	次席書記官																																				
	事務局次長 その他																																				
地方裁判所	所長																																				
	判事																																				
	判事補																																				
	首席書記官																																				
	事務局長 簡易裁判所判事 その他																																				
家庭裁判所	所長																																				
	判事																																				
	判事補																																				
	首席調査官																																				
	首席書記官																																				
	事務局長 その他																																				
○各種委員会	委員長(部外者)																																				
	委員(部外者)																																				
○法曹団体	日本法律家協会会長																																				
	国際法曹協会会長																																				
	日本ローエイシア協会会長																																				

配布先 対象官職	現職者													現職者の親族(注1)													退職者													備考 (注1)親族とは、配偶者、父母及び子をいう。		
	各裁判官			局長	最高検察庁	法務省	官内庁	各高裁	日調連	在京三庁	二研	図書館	裁判部	各局課	総長	各裁判官			局長	最高検察庁	法務省	官内庁	各高裁	日調連	在京三庁	二研	図書館	裁判部	各局課	総長	各裁判官											
	全室	弁護士出身	検察官出身													全室	弁護士出身	検察官出身													全室	弁護士出身	検察官出身									
○調停委員・司法委員・参与員・補導受託者																																										
日調連理事長																																										
調停委員																																										
○日本弁護士連合会																																										
会長																																										
その他弁護士																																										

△は必要に応じて配布する。